

## 大阪市東住吉区子育て支援コーディネーター業務会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市東住吉区子育て支援コーディネーター業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

(1) 筆記試験

(2) 面接

2 選考の結果、合格者は任用登録者として任用候補者名簿に登録する。

3 任用は、任用候補者名簿の中から成績順に決定する。

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務日数等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数等は次のとおりとする。

(1) 勤務日数

1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

(2) 勤務時間

1 勤務 午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで

2 勤務 午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分まで

(3) 休憩時間

45 分

### (その他)

第5条 その他必要な事項は、区長が定める。

### 付 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。